



沖勞発基 0920 第 4 号 1

平成 30 年 9 月 20 日

(一社) 沖縄県医師会長 殿

沖縄労働局長



労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行及び厚生労働大臣が定める研修に係る具体的事項について(ストレスチェック実施者の追加について)

労働基準行政の推進につきましては、日頃より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 8 月 9 日に交付されました労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第108号)により、ストレスチェック実施者の要件が下記のとおり改正されました。

つきましては、会員事業場等関係者に対し、本改正内容等の周知をお願いいたします。

記

1 省令改正の概要(労働安全衛生規則第52条の10関係)

今般、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「検査」という。)の実施者に、検査を行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるもの(以下「厚生労働大臣が定める研修」という。)を修了した歯科医師及び公認心理師を追加することとされました。

2 省令改正の細部事項

厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師又は公認心理師により検査を実施する場合には、検査を受ける労働者の属する事業場の状況を日頃から把握している者であることが望ましいこととされております。

また、歯科医師については、労働衛生コンサルタントとして労働者のメンタルヘルスを含めた健康管理等に関与していることが望ましいこととされております。

3 厚生労働大臣が定める研修にかかる具体事項について

歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師で、労働衛生コンサルタント免許を受けている者については、厚生労働大臣が定める研修の科目が全部免除されること（労働衛生コンサルタントの免許を受けている歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師は、厚生労働大臣が定める研修を受けることなく、ストレスチェックの実施者となることができるものであること。）とされました。

4 その他

今般の省令改正を受け、次に掲げる公示及び通達について所要の改正が行われました。

- (1) 心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(平成27年4月15日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号)
- (2) 「労働安全衛生規則第52条の10第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修に係る具体的事項について」(平成27年5月1日基発第0501第4号)